

(平成23年10月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月及び4年3月から6年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月
② 平成4年3月から6年6月まで

私は、平成4年3月に会社を退職した後に町役場で国民年金の加入手続を行ったが、しばらく保険料を納付していなかった。その後、長期雇用で仕事に就くことができ、収入も安定し貯金もできるようになったので、6年6月頃、保険料の口座振替の手続を行い、今までの未納分を全て一括で納付した。30万円を超える金額だったことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月に町役場で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の同記号番号の被保険者の状況から、申立人の同記号番号は8年7月に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて行われた加入手続により、申立期間について遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、オンライン記録から、申立期間直後の平成6年7月から8年3月までの保険料は、同年8月27日に過年度納付されたことが確認でき、この時点で申立期間の全ては時効であり、遡って保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、平成6年6月頃、未納となっていた保険料を全て一括で納付し、その納付額は30万円を超える額であったと述べているところ、オンライン記録によれば、加入手続時点である8年7月から同年8月にかけて、現年度及び過年度分として合計30万円を超える保険料を納付しており、

申立人の記憶する金額に近似すること等から、申立人は上記加入手続直後の保険料の納付を申立期間に係る納付として混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間当時居住した町の電算記録でも、申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1509

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から10年5月まで

私は、国民年金保険料の未納期間の納付書がまとめて送付されてきたことを契機に、その当時居住していた区の区役所で数か月分ずつ何回かに分けて保険料を納付した。その後は、毎月、区役所の窓口で納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、正確な時期は不明だが、申立期間中に区役所で国民年金の加入手続きを行い、送付された納付書を用いて国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人が、これらを行ったとする区役所は、申立期間後の平成10年12月に転入した区であり、申立人は申立期間当時、別の区に居住していたことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人が申立期間当時、国民年金に加入していた場合、申立人に対して国民年金手帳記号番号等が払い出されたと考えられるところ、申立人に対して同記号番号が払い出されたことはいかなる理由もなく、オンライン記録から、申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪は、平成14年7月22日の記録訂正により、遡って追加されたものであることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、上記の記録訂正時点で、申立期間は時効であり、遡って保険料を納付することもできない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月

私は、申立期間の保険料が未納であると、はがきで知らせを受け、当初は納付していなかったが、その後、半年ぐらいの間に通知や電話の連絡をさらに 4、5 回ぐらい受けた後、払った覚えがあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、何度か督促を受けたため納付したと述べているところ、オンライン記録上、i) 申立期間に係る国民年金加入手続、ii) 申立期間後の厚生年金保険被保険者期間に引き続く 2 か月（平成 13 年 3 月及び同年 4 月）の国民年金加入期間に係る加入手続のいずれも適切に行っておらず、申立人に対してそれぞれの期間に係る国民年金への加入勧奨が行われ、上記 ii) の 2 か月分の保険料を、最終の勧奨（平成 14 年 8 月）から約半年後の 15 年 3 月に過年度納付したことが確認できるが、申立人は上記 2 期間に係る加入勧奨について区別がついていないことから、ii) の期間について行った保険料納付を申立期間の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

また、平成 13 年 3 月及び同年 4 月の保険料を過年度納付した時点で申立期間の保険料は既に時効のため納付することはできない。

さらに、申立期間の時期には、保険料の収納事務は電算化が図られ、年金記録事務における事務処理は機械化が促進されていることから、記録漏れ、記録誤り及び基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）等が生ずる可能性は低いと考えられる。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人に対して別の基礎年金番号が付番された形跡も無い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年7月までの期間及び同年9月から11年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月から同年7月まで
② 平成5年9月から11年10月まで

申立期間は、私が予備校と4年制大学に在学していた期間に当たり、この期間も含め20歳から初めて会社に入社するまでの国民年金保険料は、全て役所から親元に送付された納付書により親が納付していたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め20歳到達時から平成15年3月までの国民年金保険料は、申立人の母が納付していたと述べているところ、申立期間には途中、申立人が住民票を実家とは別の住所地に置いていた期間（平成7年5月から8年2月までの期間及び9年5月から13年7月までの期間）があり、保険料の納付は制度上、住民票を置く市町村で行うこととされていることから、申立期間のうち約半分を占める上記期間について、その母が申立人の保険料を納付したことは考え難い。

また、申立人の母は、申立人の国民年金加入以降、継続して保険料を納付していたとしており、加入当初の保険料は一部納付済みとされているが、i) 申立期間後の11年11月から15年3月までの期間の保険料は、申立人が住民票を実家の住所地に戻した13年7月以降分も含め、いずれも同年12月頃から順に過年度納付されており、申立人が実家に戻った後も納付期限までの現年度納付は励行されていなかったとみられること、ii) 大学在学中、住民票を実家に置いており、納付書が実家に送付されていたとみられる申立

人の弟も、申立人と同じく 11 年 11 月以降の保険料が過年度納付されており、同年同月前までの保険料は未納とされていることを踏まえると、申立期間のうち、申立人が実家の住所地に住民票を置いていた期間についても、その母が保険料を納付していたものと推認することは困難である。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の母が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から平成 5 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から平成 5 年 9 月まで

私は、昭和 52 年*月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は、母親が、自宅に訪問していた集金人を介して納付していた。集金のたび、納付が完了した旨の説明を受けたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の同記号番号の被保険者の年金記録からみて、平成 7 年 10 月頃に払い出されたものと推測でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。このことから、申立人は、加入手続を行うまで国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、上記加入手続後、間もなく発行されたとみられる納付書により、同納付書発行時点で時効前であった申立期間直後の平成 5 年 10 月から 7 年 3 月までの保険料を過年度納付したことがうかがえるが、同納付時点では申立期間の保険料は既に時効のため遡って納付することもできなかったと考えられる。

さらに、申立人が居住する市の電算記録から、申立人の昭和 52 年*月*日付けの被保険者資格取得及び平成 7 年 5 月 11 日付けの同資格喪失に係る届出年月はいずれも同年 10 月とされており、上記加入手続時期との矛盾も無い。

加えて、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}は無い上、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。